資料　1

「開かれた里山の整備・利用計画」について

「開かれた里山の整備・利用計画」　承認の流れ

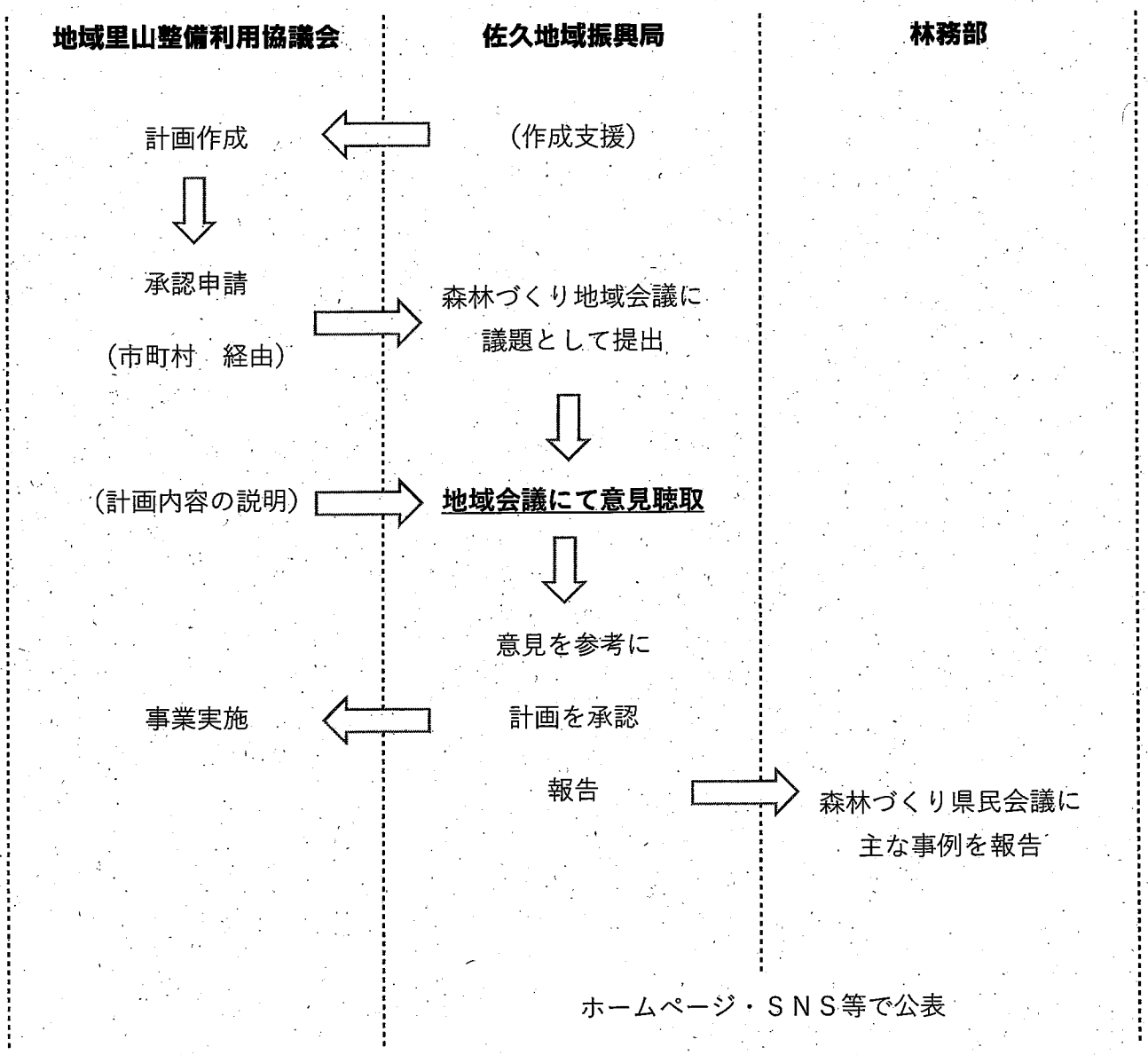

里山整備利用地域における「開かれた里山」に関する事務処理要領

令和５年４月 28 日付け５信木第 70 号林務部長通知

（目的）

第１　この要領は、長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条の規定による里山整備利用地域において、里山整備利用推進協議会（以下「協議会」という。）が「開かれた里山」としての整備・利用を進めるために必要な事務処理を定めるものである。

（定義）

第２　「開かれた里山」とは、協議会が地域の特長を活かした自立的な活動を行い、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な里山づくりに取り組む里山整備利用地域のことをいう。

２　「開かれた里山」において協議会が行う地域の特長を活かした自立的な活動とは、以下に例示するとおり、地域の里山の特長を活かした整備・利用を進めるとともに、その里山の魅力を広く発信する活動とする。

地域の特長を活かした自立的な活動の例示

・レクリエーションや健康づくりの拠点としての里山の整備・利用
・山菜やキノコ等森の恵みを楽しむ拠点としての里山の整備・利用
・景観等を活かした観光の拠点としての里山の整備・利用
・地域の歴史や文化を学ぶ拠点としての里山の整備・利用
・森林の生態や働きを学ぶ拠点としての里山の整備・利用
・その他、県民等が広く親しめる拠点としての里山の整備・利用

（「開かれた里山」の承認）

第３　協議会が里山整備利用地域を「開かれた里山」として整備・利用する場合、開かれた里山の整備・利用計画書（以下「開かれた里山計画書」という。）（様式１）を作成し、所在市町村を経由して、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出する。

２　局長は、開かれた里山計画書の内容を確認するとともに、みんなで支える森林づくり地域会議（以下「地域会議」という。）の構成員に、承認の可否について意見を聞くものとする。

３　局長は、地域会議の構成員の意見を参考に、開かれた里山の整備・利用計画書チェックシート（様式２）を作成し、承認の可否を決定する。

４　局長は、開かれた里山計画書の承認の可否について、開かれた里山整備・利用計画承認通知書（様式３）を協議会あてに通知するとともに、その写し

を林務部長及び協議会の所在する市町村長に送付する。

（「開かれた里山」の整備・利用に関する支援）

第４　開かれた里山計画書の承認を受けた協議会は、開かれた里山計画書に記載された事業を実施する場合、以下の補助金交付の申請をすることができる。

（１）信州の森林づくり補助金交付要綱第２別表に規定する「みんなで支える里山整備事業（開かれた里山の整備）」

（２）県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付要綱第３の次の表に規定する「②里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）」及び「④里山資源利活用推進事業（開かれた里山）」

（開かれた里山計画書の変更）

第５　協議会が開かれた里山計画書を変更する場合、第３の規定に準じて変更手続きを行い、変更の承認の可否を決定することとする。

（「開かれた里山」における活動の情報発信等）

第６　協議会は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各種媒体を活用して情報発信に努めなければならない。

２　局長は、「開かれた里山」において行う地域の特長を活かした自立的な活動について、各協議会の活動状況を取りまとめ、地域会議に報告することとする。

（様式１）

令和７年２月６日

開かれた里山の整備・利用（変更）計画書

佐久地域振興局長　様

里山整備利用推進協議会の名称
木次原地区里山整備利用推進協議会
住　所
南佐久郡北相木村2048
代表者　氏名
委員長　畑中幸児

１．里山整備利用地域の名称等

名　　称	北相木村　木次原地区
認定年月日	令和2年2月13日
認定面積	375　　ha

２．県民協働による里山の整備・利用事業（一般）の実績及び計画（平成30年度以降）

単位：万円

活用実績・計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年度	年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 （最長３年間：補助率10/10以内）	30	30	30			90
里山資源利活用推進事業． （上限事業費150万円：補助率3/4以内）	130.7	19.3				150

３．「開かれた里山」における活動の基本方針

（１）里山整備利用地域における協議会の活動状況

県外の方々に里山体験を通して都会の価値観などをリサーチし、地域の活性化を図る。

（２）里山整備利用地域の特長

活動拠点に村営キャンプ場を有し、周辺はカラマツ他多様な樹種を有する森林に囲まれた広大なフィールドである。

（３）「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア　より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

充実した設備と森林を利用し、魅力的な木工体験や里山体験を実施する。

イ　「開かれた里山」における森林整備の方針

除伐など林業体験を通し、里山の景観・環境を保つ持続的な利活用を目指す。

ウ　「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動
都会の団体・企業を招待し、里山体験などの企画運営を行う。

（4）「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積　375　ha　位置は別添森林計画図のとおり

4．「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

計画内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
「開かれた里山」における森林整備　計（ha） （m）						
花木等の植栽（ha）						
下刈り（ha）						
修景林間整備（ha）						
竹林整備（ha）						
①　その他整備　（除伐・刈払い）（ha）			0.1	0.1	0.1	0.3
②　付帯施設等整備（　　）（m）						
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 （２年間：補助率10/10以内）			50	50		100
整備計画の策定・地域の合意形成等（万円）						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 （上限事業費100万円：補助率3/4以内）			93			
資機材導入等（万円）						

5．「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 （具体的な方法、頻度等）	HP	
	SNS	instagram・Facebookで活動報告などを都度発信する。
	広報誌等	北相木村の広報誌へ年1回掲載予定

6．「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数（計画年度から５年後まで）

計画の内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和　年度	合計
イベント等による利活用計画人数（人）	100	100	100	100	100		500
イベント以外の利活用計画人数（人）	300	300	300	300	300		1,500
合計（人）	400	400	400	400	400		2,000

（様式２）

開かれた里山の整備・利用計画書チェックシート

里山整備利用推進協議会の名称 木次原地区里山整備利用推進協議会
住　所 南佐久郡北相木村2048
代表者　氏名 委員長　畑中幸児
計画書提出年月日 令和７年　２月６日

チェック項目	確認欄
①　里山整備利用地域に認定されているか	✓
②　県民協働による里山の整備・利用事業の活用実績はあるか	✓
②-1里山整備利用地域活動推進事業の実績は正確に記載されているか	✓
②-2里山資源利活用推進事業の実績は正確に記載されているか	✓
③　里山整備利用推進協議会は継続的な活動をしているか	✓
④　協議会の活動状況から、無理のない計画となっているか	✓
⑤　里山整備利用地域の特長を活かした計画となっているか	✓
⑥　整備・利活用の計画は、具体的で、実現可能な計画か	✓
⑦　具体的で効果的な広報活動が計画されているか	✓
⑧　将来に向け、県民等の利活用が継続・増加する計画となっているか	✓

里山整備利用地域「北相木村　木次原地区」

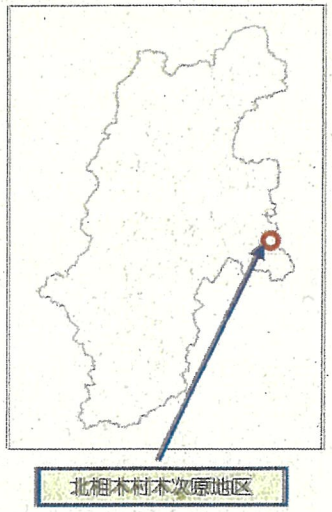

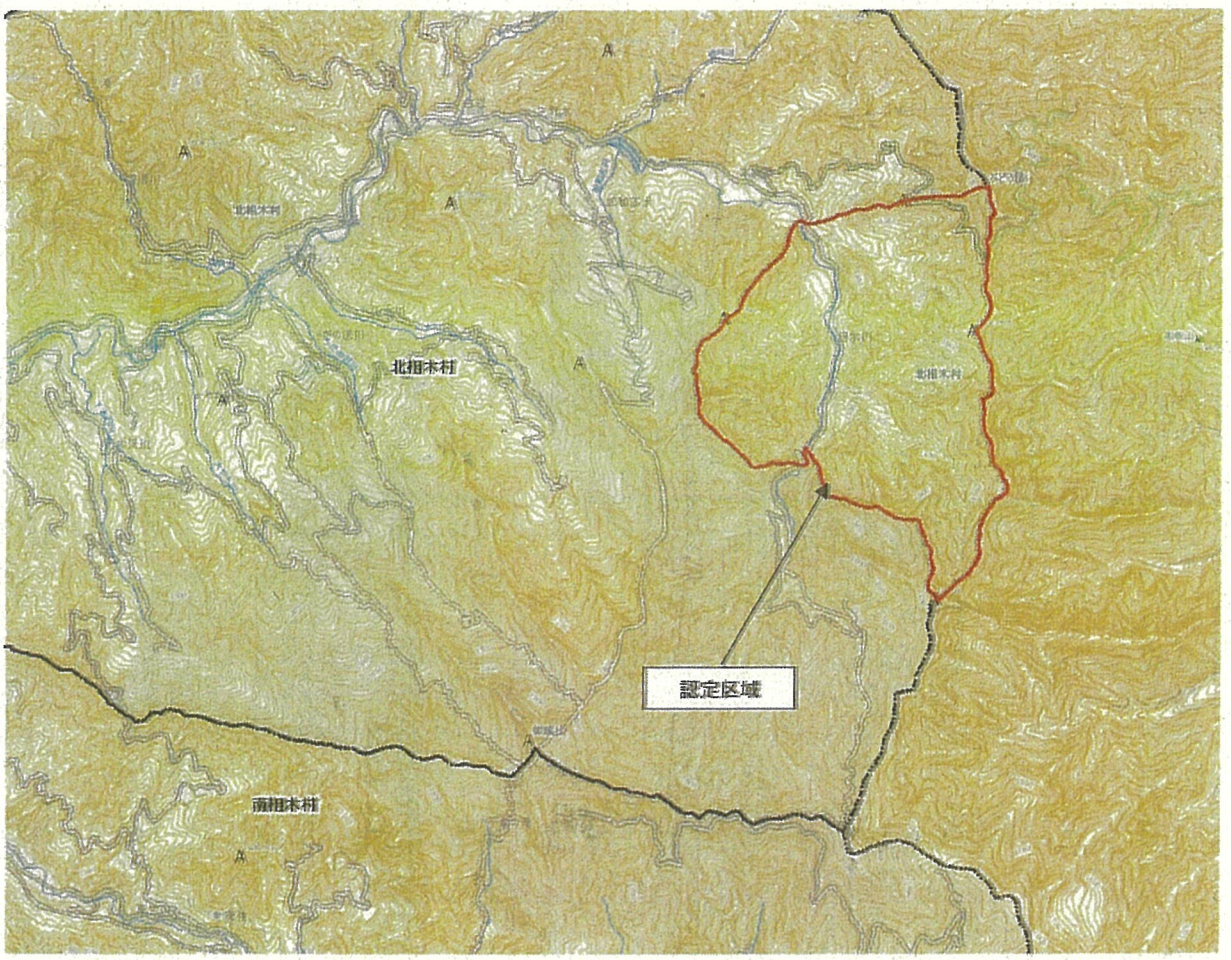

木次原地区里山整備利用地域　林班図

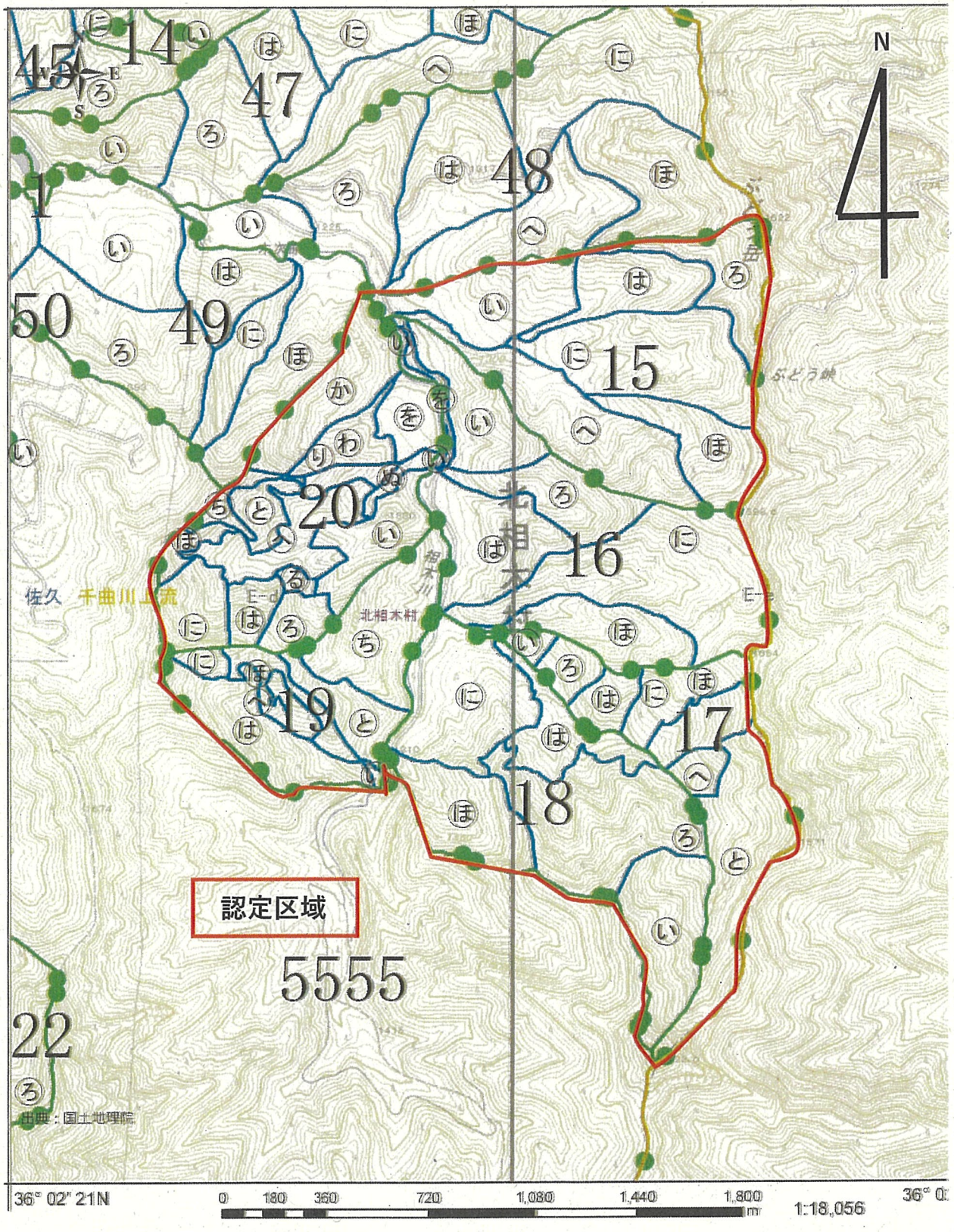

佐久管内　里山整備利用地域一覧

R7.2.13現在

番号	台帳番号	認定日	市町村名	地域名	集落名	面積（ha）	協議会名
1	20	H30.12.11	小諸市	糠地地区	糠地	65	糠地地区里山整備利用推進協議会
2	28	H31.2.20	佐久市	片倉区	片倉	19	片倉区里山整備利用推進協議会
3	37	H31.3.25	小海町	本間川	本間川	59	本間川里山整備利用推進協議会
4	62	R1.11.1	立科町	宇山地区	宇山	74	宇山地区里山整備利用推進協議会
5	68	R2.2.13	北相木村	木次原地区	木次原	375	木次原地区里山整備利用推進協議会
6	77	R2.3.31	佐久穂町	筆岩地区	筆岩区	23	筆岩地区里山整備利用推進協議会
7	110	R5.11.13	御代田町	面替地域	面替	37	面替地域里山整備利用協議会
		未定	小諸市	大犬窪地域	大犬窪	19	大犬窪地域里山整備利用協議会